

おおぶ男女共同参画プランV  
エスポワールおおぶ

平成28年度～平成32年度

## はじめに

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、不安定な世界経済や頻発する自然災害など、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。このような中、男女がその人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。

男女共同参画社会基本法の前文では、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けております。その基本理念にのっとり、平成27年8月に成立した「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」では、女性の職業生活の推進により、男女の人権尊重及び社会経済情勢の変化に対応できる社会の実現を目指しています。

大府市では、早くから男女共同参画社会の実現に向けての取組を実施してまいりました。平成7年に策定した「大府女性行動プラン」をスタートに、その時々の社会情勢に対応した改訂を重ね、平成15年におおぶ男女共同参画推進条例を施行するとともに、子育て支援の充実、DV被害者対策などの施策を着実に実行してまいりました。

今回、社会環境の変化等に対応するため「おおぶ男女共同参画プランⅣ」を見直し、策定した「プランⅤ」では、次の二つの重点目標を設定し取り組んでいくことといたします。

### **重点目標 1 固定的性別役割分担意識の解消**

### **重点目標 2 夫の家事・育児参加の促進**

男女共同参画社会の実現の障害となっている固定的性別役割分担意識を解消し、男女で職場や家庭をともに支えることで、男女がともに輝き、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。

今後は、このプランに基づき、市民の皆様、事業者・教育関係者の方々との協働により男女共同参画の推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本プランを策定するにあたりまして、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました大府市男女共同参画審議会委員の皆様、助言者、市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年9月

大府市長 久野孝保

## おおぶ男女共同参画プランV 策定にあたり

私共、大府市男女共同参画審議会は、大府市長から諮問を受けまして、平成 26、27 年度に渡り、おおぶ男女共同参画プランⅣの改訂をし、現在に適合させてより強力に推進ができますように、プランⅤとしての策定をすべく審議を重ねてまいりました。

男女が共に手を取り合って協力し、社会生活等で多様な場면을踏まえて活動することは、人々が幸福になれる基盤の一つであります。この原点となるのは、日本国憲法の中で宣言をしている男女同権という文言にあります。

それは両性の権利、社会的待遇が同じであり、差別されないこととなっています。

憲法が制定されて以来、何十年の時を経て、関連するいくつもの法律等が施行されてきて今日に至っています。

特に平成 11 年に施行された、男女共同参画社会基本法によりまして、具体化が成され、全国の市町が取り組む時代となりました。大府市では他所に先駆け 20 年以上も前から、弱い立場の女性に対して、施策を考え進められております。平成 15 年において、おおぶ男女共同参画推進条例の施行を見て、審議会が設置され、明確な方針の下に一層積極的な推進展開がなされてきました。

今後は、このプランⅤの中にある二つの重点目標が、市域内の人々へ浸透して行くと共に、八つの基本課題が叶えられ、男女が個性と能力を十分に発揮できるような社会になっていくことを祈念しております。

最後に、本計画策定に際しまして、大切な時間と苦勞をいとわず、知恵を出してくださった審議会委員の皆様、そしてアンケート等において貴重なご意見をくださった市民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 9 月

大府市男女共同参画審議会

会長 池田逸夫

## 「住みやすい、安心の街、大府市」の実現にむけて

おおぶ男女共同参画プランVが公刊されました。プランはこれまで4回作成され、20年間にわたって実行されてきました。その成果は大きく、「大府市は男女共同参画を先進的に進める市」として知られてきました。しかし、それでもまだ多くの課題が残されています。今回のプランVは男女共同参画社会の実現に向けてさらに一步進むことが期待されます。

男女共同参画プランは、男女が共同して新しい社会を作っていくことを目指すものですが、国や市が望ましいと考える社会を実現するための政策ではありません。私たちは少子高齢化やグローバル化といった大きな時代の流れのなかで生きています。これまでのような男女の役割分担がある社会では対応できなくなっています。

ひとつ例をあげます。今日の社会の大きな課題のひとつに未婚の男女が急速に増えていることがあります。新しい家族を形成しない男女が増えて、子供が少なくなっています。企業は厳しい国際競争にさらされており、賃金を引き上げることが難しくなっています。家族を形成して子供を産み育てるためには共働きでなければ家計を維持することはできない。若い人たちはこのことを敏感に感じ取っています。しかし、職場では男女共同参画が十分には進んでいません。そのために、「結婚か、仕事か」を選択しなければならない女性が少なくありません。家庭内でも男女共同参画の意識は高まっていますが、長時間労働のために実行にまでは至っていません。そのために、子供は2人、3人欲しいと思っても産むことを躊躇する人がいます。喜んで結婚できる社会、安心して子育てができる社会を実現するためには男女共同参画社会が実現していなければならないのです。言い換えれば、男女共同参画プランは目標ではなく今日の重要課題を解決する手段なのです。

少子高齢化に果敢に立ち向かい、グローバル化の流れに柔軟に順応していかなければなりません。男だけではできません。女だけでもできません。男と女が共同することで1+1が2ではなく4にも5にもなるようにすることによってはじめて解決できるのです。そのためには個人も、家族も、企業も、地域社会も変わっていかなければならないことは広く知られるようになってきました。しかし、まだ十分ではありません。時間がかかることでしょう。今回のプランではこれまでと同様に解決すべき課題を整理するだけでなく家庭内における男女の役割の見直し、とくに夫の役割の見直しを明示しています。日本社会の進むべき方向と一致していると思います。これが実現することによって住みやすい街、安心して暮らせる街、大府市が実現し、他の市町の目標となるようにプランが実行されることを助言者として強く祈念しています。

平成 27 年 9 月

大府市男女共同参画審議会

助言者 吉 田 良 生

(椋山女学園大学教授)

# 目 次

<b>第1章 計画策定の背景と基本的な考え方</b> . . . . .	1
1 国及び愛知県の動き . . . . .	2
2 大府市の動き . . . . .	4
<参考> 男女共同参画に関する出来事 . . . . .	5
3 プラン策定の趣旨 . . . . .	7
4 基本理念 . . . . .	7
5 計画の位置付け . . . . .	8
6 計画の期間 . . . . .	8
7 施策の体系 . . . . .	9
8 重点目標、重点プロジェクト . . . . .	10
9 施策の推進 . . . . .	16
<b>第2章 プランの内容</b> . . . . .	17
<b>基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b> . . . . .	18
(1) 市政運営への女性の参画拡大 . . . . .	19
(2) 企業・各種団体における女性登用 . . . . .	19
(3) 女性の活躍に向けた意識改革 . . . . .	20
<b>基本課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革</b> . . . . .	21
(4) 男女共同参画意識の啓発 . . . . .	22
(5) 男女平等と自立を目指す学校教育 . . . . .	22
(6) 男女共同参画についての学習の場の提供 . . . . .	23

<b>基本課題3</b>	<b>地域における男女共同参画の促進</b>	24
	(7) 地域活動での男女共同参画の促進	25
	(8) 地域団体等の男女共同参画に関する活動の支援と協働	25
<b>基本課題4</b>	<b>男女が働きやすい職場環境の整備への支援</b>	26
	(9) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	27
	(10) 女性の就業機会の拡大	27
<b>基本課題5</b>	<b>仕事と家庭の両立支援</b>	28
	(11) ワーク・ライフ・バランスの推進	29
	(12) 仕事との両立のための子育て支援策の充実	30
	(13) 仕事との両立のための介護支援策の充実	30
<b>基本課題6</b>	<b>生涯を通じた男女の性に関する健康支援</b>	31
	(14) 生涯を通じた男女の性に関する健康支援の充実	32
<b>基本課題7</b>	<b>女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>	33
	(15) DV相談体制の充実と相談窓口の周知	34
	(16) DV被害者の安全確保と自立支援の充実	34
	(17) 連携機能の強化	35
	(18) DV防止のための教育と啓発の充実	35
	<参考> DV支援体制	36
<b>基本課題8</b>	<b>国際的動向への配慮</b>	37
	(19) 国際的な視点に立った男女共同参画への取組	38

<b>資料編</b>	39
1 男女共同参画社会基本法	40
2 おおぶ男女共同参画推進条例	45
3 大府市男女共同参画審議会規則	50
4 大府市女性登用推進要綱	52
5 大府市男女共同参画審議会委員名簿	53
6 プランV策定の経過	54
7 審議会への諮問	55
8 審議会からの答申	56